

# パル判決の意味をいま考える

拓殖大学 学長  
渡辺 利夫

しばらく前、中島岳志氏が『パール判事—東京裁判史観と絶対平和主義』（白水社）を著し、これをきっかけに渡部昇一氏、西部邁氏、牛村圭氏、小林よしのり氏等が、パル判決についての議論を大いに盛り上げたことがあった。

私は、恥ずかしながらパル判決についてはつまみ読み程度でしかなかった。最近、機会があってこれを精読したのだが、読み始めたから次頁を待つのが惜しいほどに緊迫の報告書であることに改めて気づかされた。ちなみに私が読んだのは、東京裁判研究会編『共同研究 パル判決書 上巻、下巻』（講談社学術文庫、1984年）である。なぜもっと早くこの書をきちんと読んでおかなかったのか、悔やまれる。

往時の日本による満州国建国を違法とする国際法上の根拠は存在せず、したがってこれを企図した人間を犯罪者とする権利は戦勝国側にはないとする、実に明晰な論理がそこには展開されている。日本人がそう主張したのではない。インド人たるラダビノッド・パルがそう断じたのである。少々長いが、引用してみよう。

「日本が往時の侵略によってこれら（中国、

満州における日本のすべての権益—著者注）を獲得したものと仮定しても、この事実によって過去の国際制度上の日本の法的立場はいささかも影響を蒙らないのである。本裁判の訴追国である西方の列強が、中国をふくむ東半球において主張する権益は、かような侵略的手段によって獲得されたものであり、かれらがパリ条約の署名時において、東半球におけるおのおのの権益に関して、留保条件を付したさいには、これらの列強は、かような権益にたいしても自衛および自己保全の権利が及ぶものと考えていたことは確実である。

これに関して、すくなくとも英国は日本との同盟条約においてこの『特殊地位』を認めたことを付言しておきたい。もしも満州における権益の性格についての日本の主張が正しいものならば—すなわちその主張する特殊地位もしくは特殊権益が、日本の自存のために必要なものならば—この一九二二年のワシントン条約は日本から、かような権益を奪うことはできないことに注意すべきである。

自存はたんに国家の権利であるだけでなく、同時にその最高の義務であり、他のあらゆる義務はこの自存の権利および義務に隷属

するのである。国際関係においては、すべての国家はこの権利を支配的条件とみなし、その他のあらゆる権利義務は、この条件のもとに存すると見ている。この権利の発動は、それ以外の原則に従って行動すべきで義務を停止する。自存の観念は、場合によっては、重大な加害に対応するための自己保全までをふくむことがありうる」

要するに満州国建国は、往時の極東アジア情勢を背景にしてみれば、日本の自衛行為であり、これを非難するのであれば、すべての欧米諸国もその責めを負わねばならないといているのである。しかも、当時の中国は完全に「四分五裂」であり、国民政府、コミンテルンに指導された共産党、数多くの軍閥が入り乱れ、統一国家としての体をなしていなかった。近代国家相互の関係であればいざ知らず、国家の体をなしていない国と近代国家との関係を律する国際法は、少なくとも当時は存在していなかった。そのうえ、日本の満州における特殊権益は日露戦争後のポーツマス条約により確定され、かつポーツマス条約を仲介したアメリカ、日英同盟下のイギリスを含めて幾重にも国際的承認を得ていたのである。

さらに加えて、日露戦争後に敗れたとはいえロシアはなお強国であり、それゆえ日本は朝鮮半島の権益を完全なものとするために、朝鮮の後背地たる満州における日露の権益を画定するための日露協定まで締結していた。

満州における日本の特殊権益は否定さるべくもないものであったといていい。現在の国際法でいっているのではない。往時の国際法的慣習からいえば、そうならざるをえないといているのである。

日本はそう確信していたのであろう。満州国建国の正統性いかについてリットン調査団の派遣を国際連盟に提案したのは、他ならぬ日本であった。しかし、その結論は次のようなものであった。

「各方面より得たる証拠に依りて、本委員会は『満州国』の創設に寄与したる要素は多々あるも、相俟って最も有効にして然も吾人の見る所を以てせば、其れなきに於ては新国家は形成せられざりしなるべしと思考せらるる二つの要素あり。其れは日本軍隊の存在と日本の文武官憲の活動なりと確信するものなり。／＼右の理由に依り、現在の政権は純粋かつ自発的なる独立運動に依りて出現したるものと思ふことを得ず」(外務省編『日本外交並に主要文書』復刻版、原書房、1965年)

満州国建国の正統性が否定されたのであり、そのうえで日本の満州国からの撤退が勧告された。日本は昭和8(1933)年2月20日の閣議で撤退勧告案が国際連盟で可決された場合には連盟を脱退すべしと決定、果たせるかな24日の連盟臨時総会で撤退勧告案が42対1という圧倒的な支持をもって可決された。松岡洋右代表が憤然席を蹴って退場したことは広く知られている。

日本政府により同年3月27日に出された国際連盟脱退通告文には、中国の現状に対する正鵠<sup>せいこう</sup>を射た日本特有の考え方が表明されており、これが真実<sup>まこと</sup>を衝いた一文であったことをここで記しておきたい。

「支那ガ完全ナル統一国家ニアラズシテ、其ノ国内事情及ビ国際関係ハ複雑難澁ヲ極メ、変則、例外ノ特異性ニ富メルコト、従テ一般国際関係ノ規準タル国際法ノ諸原則及ビ慣例ハ、支那ニ付テハ之<sup>これ</sup>ガ適用ニ関シ著シキ変更ヲ加ヘラレ。其ノ結果、現ニ特殊<sup>か</sup>且ツ異常ナル国際慣行成立シ居レルコトヲ考慮ニ入ルルノ、絶対ニ必要ナル旨<sup>むね</sup>力説強調シ来タレリ」中国が国際法の精神に則って交渉をすべき統一国家の実態をもっていなかったといっているのであるが、往時の中国がそのような存在であったことはまぎれもない。

満州事変は関東軍によって引き起こされ、

これを日本政府が事後的に承認するという形で展開した、要するに軍部の独走の結果であったとする見方がなお有力である。確かに事実は軍部の独走であった。しかし軍部の独走がなければ満州事変は起こらず、満州国建国もなかったかといえ、ことはそれほど簡単ではない。当時の日本が国際的におかれていた状況を考えれば、再びいって日露戦争の勝利により確保され、ポーツマス条約での和議により条約の形で承認された日本の満州における特殊な地位と権益のことを顧みれば、事態の進展には必然性があったといっている。

しかしこのことをここで述べ出したら際限がなくなる。もう一度、先に引用したパル判決文の趣旨にもどれば、私にはこれに付け加えるべき何ものもない。深く静かにこの文章を味読するのみである。